

平成27年第2回葛城市議会臨時会会議録

1. 開会及び閉会 平成27年8月7日 午前10時00分 開会
午後6時03分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番 欠 員	2番 内 野 悦 子
3番 川 村 優 子	4番 西 川 朗
5番 増 田 順 弘	6番 岡 本 吉 司
7番 朝 岡 佐一郎	8番 西 井 覺
9番 藤井本 浩	10番 吉 村 優 子
11番 阿 古 和 彦	12番 赤 井 佐太郎
13番 下 村 正 樹	14番 西 川 弥三郎
15番 白 石 栄 一	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	生 野 吉 秀
教 育 長	大 西 正 親	総合政策企画監	本 田 知 之
まちづくり統括技監	松 倉 昌 明	総 務 部 長	山 本 眞 義
企 画 部 長	米 井 英 規	市民生活部長	芳 野 隆 一
都市整備部部長	土 谷 宏 巖	都市整備部理事	木 村 喜 哉
産業観光部長	下 村 喜代博	保健福祉部長	山 岡 加代子
教 育 部 長	吉 村 孝 博	上下水道部長	川 松 照 武
会 計 管 理 者	邨 田 康 司		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	中 井 孝 明
書 記	新 澤 明 子		

6. 会議録署名議員 2番 内 野 悦 子 15番 白 石 栄 一

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

- 日程第3 議第45号 工事請負契約の締結について（新道の駅調整池・造成工事）
- 日程第4 議第46号 財産の取得について（小型ノンステップバス購入）
- 日程第5 議第47号 財産の取得について（マイクロバス購入）
- 日程第6 議第48号 財産の取得について（普通消防ポンプ自動車購入）
- 日程第7 議第49号 財産の取得について（葛城市学校給食センター備品等購入）
- 日程第8 議第50号 平成27年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決について
- 追加日程第1 議第45号 工事請負契約の締結について（新道の駅調整池・造成工事）
- 追加日程第2 議第46号 財産の取得について（小型ノンステップバス購入）
- 追加日程第3 議第47号 財産の取得について（マイクロバス購入）
- 追加日程第4 議第48号 財産の取得について（普通消防ポンプ自動車購入）
- 追加日程第5 議第50号 平成27年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決について
- 追加日程第6 議第49号 財産の取得について（葛城市学校給食センター備品等購入）

開 会 午前10時00分

下村議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、平成27年第2回葛城市議会臨時会を開会いたします。

本日、平成27年第2回臨時会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本臨時会も議員各位の格段のご協力によりまして、議会運営が円滑に進行できますよう、よろしくお願いいたします。

ここで、報告事項を申し上げます。

本臨時会に提出する議案につき、市長から送付がありました。提出議案は、議事日程記載の日程第3から日程第8の6議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

報告事項は以上でございます。

ここで、山下市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

山下市長。

山下市長 皆様、おはようございます。議会臨時会の開会に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成27年第2回葛城市議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中、ご出席を賜り、ありがとうございます。

また、本臨時会の招集につきましては、地方自治法第102条第3項の規定に基づき招集をさせていただいたところでございます。なお、提案いたします案件につきましては、議決案件が6件となっており、詳細につきましては提案時にご説明申し上げますので、何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

甚だ簡単でございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくをお願いいたします。

下村議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、2番、内野悦子君、15番、白石栄一君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期、審議日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、運営委員長から報告願います。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡議会運営委員長 皆さん、おはようございます。平成27年第2回葛城市議会臨時会開会に当たりまして、去る7月31日、議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議をいたしておりますので、その結果についてご報告をいたします。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3、議第45号、工事請負契約の締結議案につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、総務建設常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第4、議第46号から日程第7、議第49号までの財産の取得4議案につきまして

は、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、議第46号、議第47号及び議第48号の3議案を総務建設常任委員会に付託し、議第49号議案を厚生文教常任委員会に付託し、審査を願います。

次に、日程第8、議第50号、平成27年度一般会計補正予算議案につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、総務建設常任委員会に付託し、審査を願います。

そして、本会議を休憩し、休憩中に総務建設常任委員会、厚生文教常任委員会の順に各常任委員会を開催し、付託議案について審査をいただき、厚生文教常任委員会終了後、本会議を再開いたします。

本会議再開後は、まず、付託議案の追加日程についてお諮りをいただき、日程追加後、委員長より審査結果について報告を行い、委員長報告に対する質疑、討論、採決までお願いし、閉会をいたします。

最後に、会期につきましては、本日8月7日、一日といたします。

以上でございます。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

下村議長 ただいまの運営委員長からの報告のとおり、本臨時会の会期は本日一日とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、運営委員長からの報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第3、議第45号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

山下市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第45号、工事請負契約の締結につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、新市建設計画に基づき進めております新道の駅建設事業に伴う新道の駅調整池・造成工事の請負契約の締結についてでございます。施設規模につきましては、プレキャスト製調整池2,750トンの造成工事等でございます。工事の発注につきましては、本年7月28日に総合評価落札方式による一般競争入札を実施した結果、6者が応札をし、株式会社北田組が落札しましたので、契約金額2億5,016万800円で請負契約を締結しようとするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

下村議長 これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第45号議案は、総務建設常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第4、議第46号から日程第7、議第49号までの財産の取得についての4議案を一括議題といたします。

本4議案につき、提案者の説明を求めます。

山下市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第46号から議第49号までの4議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第46号、財産の取得につきましては、小型ノンステップバスの購入についてでございます。

本案につきましては、葛城市生活交通ネットワーク実施計画に基づき、公共交通バスの再編成を実施するに当たり、環状線ルートを走行する乗り合い小型のノンステップバスを2台取得しようとするものでございます。取得予定金額は3,888万円で、随意契約により、奈良日野自動車株式会社を取得の相手方とするものでございます。

次に、議第47号、財産の取得につきましては、マイクロバスの購入についてでございます。

本案につきましては、葛城市生活交通ネットワーク実施計画に基づき、公共交通バスの再編成を実施するに当たり、ミニバスルートを走行するマイクロバス（乗合事業仕様）を4台取得しようとするものでございます。取得予定金額は3,254万400円で、指名競争入札により、山口自動車工業所を取得の相手方とするものでございます。

次に、議第48号、財産の取得につきましては、普通消防ポンプ自動車の購入についてでございます。

本案につきましては、火災発生時に迅速な消火・救助活動ができるよう、劣化の著しい消防団第5、第6分団の普通消防ポンプ自動車を2台、更新取得しようとするものでございます。取得予定金額は3,650万4,000円で、指名競争入札により、長野ポンプ株式会社を取得の相手方とするものでございます。

最後に、議第49号、財産の取得につきましては、葛城市学校給食センター備品等の購入についてでございます。

本案につきましては、寺口地内に移転いたしました葛城市学校給食センターが本年9月1日から稼働することに伴いまして、給食配送・調理に必要な備品及び消耗品一式を取得しようとするものでございます。取得予定金額は7,225万2,000円で、指名競争入札により、株式会社中西製作所を取得の相手方とするものでございます。

以上、提案いたしました4つの案件につきましては、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議を賜りますようお願い

申し上げます。

下村議長 これより質疑に入りますが、本4議案については一括質疑といたします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております4議案につきましては、各常任委員会へ付託いたします。
総務建設常任委員会には議第46号、議第47号及び議第48号の3議案を、厚生文教常任委員会には議第49号をそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第8、議第50号、平成27年度葛城市一般会計補正予算(第2号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

山下市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第50号、平成27年度葛城市一般会計補正予算(第2号)の議決につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,345万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ168億781万4,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、総務費において、公共バス再編成に係る公共バス運行委託料の補正をお願いするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

下村議長 これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第50号議案は、総務建設常任委員会に付託し、審査願います。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時16分

再 開 午後 4時15分

下村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

あらかじめ、本日の会議時間は議事の都合により延長いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後4時16分

再 開 午後5時00分

下村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、お諮りいたします。

この際、ただいま配付いたしております議事日程記載のとおり、議第45号議案のほか5件

についてを日程に追加いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議事日程記載のとおり、日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1、議第45号から追加日程第5、議第50号の5議案を一括議題といたします。本5議案は休憩中に総務建設常任委員会を開催し、審査いただいておりますので、その結果報告を委員長に求めます。

8番、西井覚君。

西井総務建設常任委員長 ただいま上程されております議第45号、議第46号、議第47号、議第48号及び議第50号の5議案につき、先ほど、本会議休憩中に委員会を開催し、審査いたしましたので、審査の概要及び結果をご報告いたします。

まず初めに、議第45号、工事請負契約の締結について（新道の駅調整池・造成工事）であります。

質疑では、調整池の容量の対象となる計画面積はという問いに対し、新道の駅全体の開発面積である3.3ヘクタールが対象となるという答弁がありました。また、調整池の容量を2,750トンとした根拠を示してほしいという問いに対して、大和川流域調整池技術基準に基づき、奈良県の河川課と協議された結果、昭和57年の大災害にて記録された時間当たりの雨量を開発対象地に降らせた場合、開発前後において、下流に流れる雨量の差分で貯留しなければならない水量を検討した結果である2,132トンに対して、土砂などによる機能低下や構造などを考慮して2,750トンという数値を算出したという答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第46号、財産の取得について（小型ノンステップバス購入）、及び議第47号、財産の取得について（マイクロバス購入）の2議案については、一括議題、一括質疑とし、討論・採決は1議案ごとに行いました。

質疑では、小型ノンステップバスが随意契約された理由は、また、入札予定価格の資料がないのはなぜかという問いに対し、車種を選定する上で、まず、コンパクトなボディーでありながら乗車定員が30名以上のもの、もう1点は、小型の路線バスでありながら改造を要することなく補助金対象であるノンステップ型のバスであること、これら2点の要件を満たしているのは、現在、国内で販売されているものでは、日野自動車の「ポンチョ」と言われる1車種のみであることから、法令の規定により、奈良日野自動車と随意契約をしたものである。また、予定価格の資料がないのは、1者随意契約による契約手法としているためであるという答弁がありました。

議第46号及び議第47号、いずれも討論はなく、採決の結果、2議案ともに全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第48号の財産の取得について（普通消防ポンプ自動車購入）であります。

若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべ

きものと決定いたしました。

最後に、議第50号、平成27年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

下村議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

追加日程第1、議第45号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、白石君。

白石議員 議第45号の新道の駅調整池・造成工事に係る工事請負契約の締結について、反対の立場から討論を行います。

本工事請負契約の目的は、地域活性化「新道の駅建設事業」に伴う調整池の建設・造成工事を執行するために、民間事業者との契約を締結しようとするものであります。

本調整池の工事は、葛城市のまちづくりの計画をほごにした上に、凍結を求める6,752筆の市民・国民の意思や、有志議員の見直しを求める声にも耳をかさず、強引に進めてきた新道の駅建設事業等の開発行為に伴う施設を建設することであり、入札・契約手続が適正・適法に執行されてきたかの審査以前のこととして、賛成できないものであります。

問題点を指摘し、討論を行ってまいります。

問題の第1は、新道の駅建設事業は、葛城市のまちづくり計画にはなかったことです。葛城市は平成16年10月に合併しましたが、合併時に策定された新市建設計画、合併後の平成18年3月に策定された山麓地域整備基本計画、さらに、平成18年10月に策定した、葛城市のまちづくりの基本となる葛城市総合計画や、平成19年3月に策定した都市計画マスタープランにもありませんでした。山麓地域整備基本計画は、市議会まちづくり事業特別委員会が平成17年12月から2年間かけて、新市建設計画に基づき、山麓地域全体の整備を具体化するために、合併後、一番最初につくられた計画であります。事業費や事業手法等も決定をし、着実に進められてまいりました。計画の内容は、地域活性化事業として、大字太田の「地場産業振興ゾーン」、寺口の「クラインガルテンと花の里」や平岡の「ソバの花咲く里」など、山麓地域全体を活性化するための拠点を整備すること、さらに、大字當麻では「健康と休養の里」を整備する計画でした。ところが、「地場産業振興ゾーン」の予定地に新道の駅建設事業計画が割り込んできて、整備計画は全て中止されることになったのであります。

では、新道の駅計画は、一体いつごろから、どのようにしてつくられてきたのでしょうか。山下市長が就任後の平成21年4月に設置された商工会会長や観光協会会長、区長会長など14人のメンバーによる「地域活性化（仮称）道の駅計画検討委員会」が原案をつくり、平成22年10月に設置された市民公募のワーキング会議によって、総事業費18億円、事業面積3万3,000平方メートル、さらに、5カ所の候補地の中から現在の建設予定地が決定されたのであります。いずれも、会議録もつくられていない会合の中で決定されたもので、議論の内容や決定のプロセスが全くわからない闇の中で推進されてきたのであります。事業の正当性、透明性、適法性が問われる重大な問題であります。

次に、商工会が道の駅事業に深くかかわってきている問題であります。

ワーキング会議が決めた建設予定地内に、商工会は、合併前の平成16年3月、2,188平方メートルの土地を4,500万円で購入していました。商工会は、合併後の平成18年11月、南阪奈道路の周辺整備計画案を葛城市に要望しています。その内容は、4階建ての商工会会議所の建物、ビジネスホテル的な10階建てのホテル、展望レストラン、平屋で150席ほどのセレモニーホール、農産物販売所、道の駅、レストランを含めた販売所などを市で建ててほしいというものであります。道の駅は、この商工会の要望書の中で初めて出てきたものであります。さらに、平成23年10月12日、（仮称）株式会社道の駅かつらぎの発起人代表の商工会会長、農政活性化推進協議会会長の連名で、山下市長に対して、新道の駅設立要望書を提出しています。その要望書の最後に、「道の駅の運営に際しては、商工業者が中心となった関係団体で構成する共同出資会社を設立し、行うものであります」と、当初から施設の運営も行うとあからさまに表明していたのであります。新道の駅計画は、議会に報告をされる前から、商工会が計画の策定に、施設の運営に深くかかわってきたことは明白な事実なのであります。平成25年には、9年間塩漬けになっていた商工会の土地を6,133万円で市の開発公社に売却しているのであります。商工会の深いかかわりは明白であります。

次に、新道の駅計画がころころ変わり、迷走してきた問題であります。

平成23年10月25日、検討委員会やワーキング会議が策定した新道の駅事業計画が、議会都市産業常任委員会に初めて提案されました。計画の内容は、道の駅や農産物直売所、商工プラザ等の施設別事業規模、施設構想や施設配置、オープン時の直売所や加工所等の売り上げ規模が8億5,000万円で、初年度の経常利益は537万円を予定した経営分析表（案）等、詳細にわたって決定されたものでした。

ところが、平成23年11月28日、運営をより経営という観点から一層深く考えるために、道の駅かつらぎ設立委員会を11月28日に設立し、運営方法、施設規模等、道の駅全体にかかわる部分を協議して、より一層、より慎重に考えていきますと、わずか1カ月で計画の全面的見直しを表明し、商工会中心の設立委員会に計画の協議・策定を丸投げしたのであります。葛城市のまちづくり計画をことごとくほごにして、一部の団体や一握りの人たちによってつくられた新道の駅計画事業に18億円もの税金をつぎ込むことが明らかになったのであります。設立委員会に丸投げして以来、事業面積や事業費、施設の規模や内容、事業収支計画等がころころと変わってきたにもかかわらず、用地買収や造成工事等を強引に推進するなど、問題

は更に広がってきています。

さらに、事業面積は3万3,000平方メートルから8万6,000平方メートルに拡大されてきた問題です。市は、県によって違法盛り土の部分の防災・安全交付金事業が着手できるよう、違法盛り土部分4万2,990平方メートルを競売で入手しましたが、これを機会に、更に民有地6,840平方メートルを買い増し、道の駅の交流広場分2万1,000平方メートルと合わせて7万4,000平方メートルを一体的に公園整備するために、予定していた国の補助事業、都市再生整備事業をやめて都市公園事業に変更する事業手法の変更を平成26年3月定例会で表明したのです。このことによって、事業面積は当初の3万3,000平方メートルから2.6倍の8万6,000平方メートルにも拡大されました。

ところが、半年後の9月定例会になって、都市公園事業は間違いだった、当初から都市再生整備計画事業である、公園整備は別の事業で行うと、ころっと変更することになり、市長が改めておわびを申し上げたいと謝罪する事態になったのであります。

次に、事業面積が拡大され、関連事業が新たに計画されるなど、事業費がどんどんふえてきた問題であります。

事業費は、本体事業費が18億円から20億円に膨らみ、さらに、関連事業として、新道の駅西側5万3,000平方メートルの公園緑地整備事業に2億4,000万円、県道拡幅等、周辺道路整備事業や、南阪奈道路へのオンランプ整備事業に4億4,000万円、合わせて6億8,000万円の概算事業費が明らかにされました。ずさんな計画によって、関連事業費を含めた総事業費は、1.5倍の26億8,000万円に膨らんできたのであります。

次に、新道の駅事業の理念である基本的方向性、基本方針を転換し、運営会社優先、集客・利益優先に方向を転換し、地域産業の振興・活性化は後回しするという問題であります。

道の駅の基本的方向性や方針では、第1に、農業や酪農の価値が見直され、新たなビジネスチャンスにもつながるような地域振興の拠点づくり、地域住民が活躍し、担い手を育成するため、農業・酪農の技術指導や農地のあっせん、商工業の出店指導など、地域産業の振興を支援することが目標とされています。市は、基本的な方向性、基本方針は現状において修正していないと言いながら、道の駅の成功のため、にぎわいを起こし、集客をふやすための施設としては規模の検討が必要と判断したため、規模の修正を図ってきたと方針転換をして、当初の施設の面積1,575平方メートルから、1.8倍の2,873平方メートルにも拡大をしてきたのであります。

さらに、運営会社が赤字にならないためには、利益を追求しなければ経営が成り立たない、そのために、市内産のものだけでなく、消費者のニーズに応じた品ぞろえも必要になると、一番の目的である地域産業の振興や活性化を後回しにして、集客をふやし、運営会社の利益優先の方向が打ち出されたのであります。運営会社の利益優先によって、地域産業支援の根本的な目標・指標だった地産品70%も投げ捨てられ、当面は奈良県産品70%で運営をする、鮮魚も精肉も扱うことになりました。当初計画の経営分析表（案）の売り上げ規模は、地産分が70%で約6億円、地産分以外は30%で約2億5,000万円でした。ところが、ここに至って、利潤を追求しなければ会社の利益が成り立たない。年間数億円規模の直売所において、市内

産の割合を70%とすることはかなり厳しいと予想される。まずは広く奈良県産を70%とし、引き続いて葛城市産70%を目指していく方法もあるというのであります。肝心の地元の農業や酪農、商工業などの地域産業の振興支援の役割を後回しし、切り捨てにほかありません。経営を任せる商工会中心の株式会社道の駅かつらぎの利益優先に転換したのであります。

次に、どんどんふえる市民負担増大に誰が責任を負うかという問題であります。

市は、建設費18億円のうち、国から約8億円を交付金としていただき、残りの9億5,000万円は合併特例債を活用する。市の負担額は、事業の実施期間内では約5,000万円である。残りの合併特例債の返済が年間約2,000万円、15年間で約3億円となる。市の負担額は合わせて3億5,000万円であり、有利な事業である。市民に大きな負担はかけないなど、盛んに言ってきました。ところが、ころころ変わる事業計画によって、オンランプの整備や公園整備等の関連事業費が6億8,000万円もふえて、事業費は1.4倍の27億円に膨らみ、市の負担は少なく見積もっても2倍の7億円程度になるのであります。

さらに、ライフサイクルコストは誰が負担するかという問題であります。

ライフサイクルコストは、建物の竣工から解体、廃棄されるまでの期間に、建設費のおよそ3倍から4倍の費用がかかると言われています。地域振興棟の建設費等から、24億円から32億円の費用が予想されます。光熱水費や保守点検費、修繕費や更新費、清掃費や警備費、消耗品などであります。市は施設を建設して提供するだけ、施設を運営する気はさらさらありません。運営会社には指定管理料は払わず、赤字が出て補てんをいたしませんと言っていますが、施設の設置者である以上、ライフサイクルコストの負担は免れません。この6月議会の総務建設常任委員会に提出された道の駅かつらぎ運営基本構想を参考に推計いたしますと、市の負担分は、年間平均額約8,000万円のうち、40%前後の年間平均額3,000万円から3,500万円程度のライフサイクルコストの負担が発生すると予想されます。

このような事業に40億円近い莫大な税金をつぎ込んで、一体誰が責任を負うのでしょうか。10年、20年後に、新道の駅建設にかかわった当事者は誰が残っているのでしょうか。もう責任を負う者は誰もいない。最終的には市民の負担で補てんをし、維持することになるのであります。

次に、新道の駅予定地が土砂災害警戒区域に指定された問題であります。

3月6日、奈良県から葛城市に対して、土砂災害防止法に基づき、新たに6区域の土砂災害警戒区域の指定が通知・公表されました。土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、土砂災害を防止するために、警戒避難体制を特に整備すべき区域とされています。今回指定された土砂災害警戒区域に新道の駅建設予定地がすっぽりと入っているのであります。しかも、上部には違法盛り土の山があり、葛城山系の地質は広島と同じ真砂土であります。もともと、市民や通行者が多数集まる商業施設等の設置はふさわしくない場所であります。

以上の問題点により、新道の駅事業に係る調整池・造成工事の工事請負契約の締結について反対をいたします。

以上です。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

4番、西川君。

西川朗議員 ただいま上程されております議第45号、工事請負契約の締結について（新道の駅調整池・造成工事）に対しまして、賛成の立場から討論させていただきます。

本事業につきましては、南阪奈道路、葛城インターチェンジ、県道御所・香芝線に近接する好条件を利用し、商工業、農業の活性化を目指し、地域産業や地域住民と連携、協力し、官民一体で地域の活性化を推進するための拠点として位置づけられており、平成27年6月議会において、（仮称）道の駅かつらぎ地域振興棟新築工事の契約が議決されたことに引き続いて実施される工事であります。

主な工事内容は、地下式の調整池と駐車場部分の造成のために必要となるL型擁壁を構築するものであります。今回、この一連の工事完成により、地元農業、商工業の活性化のみならず、新たな観光の拠点として、国内外の観光客を迎える拠点施設としての機能、地域住民の活性化の足となる市内循環バスの結節拠点としての機能など、多くの雇用や経済効果を生み出し、今後の未来ある葛城市にとりましても、さまざまな可能性を秘めていることも考えるものであります。

以上の理由を申し上げまして、私の賛成討論といたします。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

11番、阿古君。

阿古議員 議第45号、新道の駅調整池・造成工事、工事請負契約の締結について、反対の立場で討論をいたします。

本議案は、新道の駅の建設に当たって、雨水をためるための調整池の契約の議案の審議であります。しかしながら、総務建設常任委員会は、調査案件として新道の駅の事業を幾度となく審議してまいっておりますが、今回の2億5,000万円を超える契約につきましては、本議案が出されたに当たって何ら説明もなく、当日に資料請求もしくは質疑をしなければならないという状況に至っております。そして、なおかつ資料請求につきましても、後日であるとか、本来、議決をするのであれば、それまでに何らかの資料が提示され、それで時間を費やして審議される必要があるにもかかわらず、当日になって議案提出、そして今、採決という、短時間で審議がされようとしております。

有線放送を聞いておりますと、夜、「市民の代表の議員の皆さん方の議会ですので、ぜひおいでください」という放送がよく流れます。確かに私たちは選挙という間接民主主義の中で、市民の皆さん方に選ばれてこの議場におります。ですから、行政は必ず議会に対して、議員に対して丁寧に説明をする義務があると思います。私たちが審議した今回の2億5,000万円というのは、これは間違いなく税金です。皆さん方のお金です。私たちは、市民の税金が正しく使われるのかどうかを判断する、決断する義務があります。

それにかかわりまして、本議案の審議時間は余りにも短く、説明不足であると私は感じております。

以上の点をもちまして、私は本議案に反対をいたします。

以上です。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

2番、内野君。

内野議員 ただいま上程されております議第45号、工事請負契約の締結について、賛成の立場から討論させていただきます。

本議案の調整池・造成工事については、地域振興棟を含む道の駅全体約3.3ヘクタールの開発に伴い、必要な施設の工事で、その内容としては、開発範囲に降った雨水に対し、下流の河川に新たな負荷を与えないために流出量を調整するための地下式の調整池と、道の駅の駐車場となる部分の擁壁工事であります。この事業は6月議会において議決され、(仮称)道の駅かつらぎ地域振興棟新築工事を初めとして、今後整備される道の駅のために必要不可欠な整備であり、工事内容については、事業を円滑に進めるための工夫が見られ、受注者の選定方法についても、総合評価落札方式による一般競争入札により行われていることから、より質の高い工事が期待できるものと考えられます。新道の駅建設事業は、農業を初め、商工業の活性化、経営の拡大、雇用の創出といった、地域を元気にするための要素を多く備えたものでありますので、この新道の駅建設事業については、ぜひとも完遂していただくことを切にお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第45号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

下村議長 起立多数であります。よって、議第45号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2、議第46号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第46号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第46号は原案のとおり可決されました。

追加日程第3、議第47号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第47号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第47号は原案のとおり可決されました。
追加日程第4、議第48号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第48号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第48号は原案のとおり可決されました。
追加日程第5、議第50号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第50号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第50号は原案のとおり可決されました。
次に、追加日程第6、議第49号議案を議題といたします。
本案についても、休憩中に厚生文教常任委員会を開催し、審査いただいておりますので、その結果報告を委員長に求めます。
7番、朝岡佐一郎君。

朝岡厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第49号議案について、先ほど、本会議休憩中に委員会を開会し、審査をいたしましたので、審査の概要及び結果についてご報告をいたします。

質疑では、入札執行時期からすれば6月定例会に議案を提出すべきであったと思うが、議案上程が今回の臨時会までずれ込んだ理由はという問いに対し、今回の財産の取得については、備品と消耗品を合わせ133種類という数多くの種類があり、9月1日からのスムーズな給食実施をするために、入札執行後、落札業者である株式会社中西製作所と、給食業務を委託する株式会社東洋食品を交え、種類ごとに精査を重ねるとともに、各学校、幼稚園において異なっていた配送、配食の方法の統一及び配食作業について議論を重ねる中で、食器や食缶などの数量、大きさ、重量などの確認作業の中で遅延が生じたが、遅延が生じるのであれば、

もっと早く議会の皆さんにも報告すべきであった。今後このようなことがないよう、入札事務を執行する中で、課内や業者選定委員会でのチェック体制の見直しや契約事務の職員研修などを徹底し、再発防止策を講じてまいりたいというような答弁がございました。

賛成、反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、このほかにもさまざまな質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、当委員会からの報告といたします。

下村議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、岡本君。

岡本議員 議第49号で上程になっております財産の取得について、反対の立場で討論を行います。

この契約内容につきましては、葛城市学校給食センター調理用備品及び消耗品一式を購入するための議案であります。今回、購入するために、6月12日に入札が執行されました。工事名は、葛城市学校給食センター調理用備品及び消耗品であります。これは、本年2学期(9月1日)から新しく建設された学校給食センターを稼働するために必要な物品でありまして、早急に調達すべきものであるというふうに考えました。私は、備品購入に対して反対をするつもりはありません。この提案方法について問題があるということで反対をしていきたいというふうに思います。

6月議会は、6月19日から30日までの12日間、開催をされました。6月議会には、6月4日に入札執行、葛城市立新庄北小学校増築工事及び同小学校附属幼稚園地震補強・大規模改造工事、また、6月23日に入札執行されました道の駅かつらぎ地域振興棟新築工事の契約議決の案件、これは地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づく工事請負契約の議決案件でありました。これは議会において可決をされております。

今回の臨時会で提案されました葛城市学校給食センター調理用備品及び消耗品一式の議決案件が、9月1日に稼働が定まっておるのに、なぜ6月議会に議決案件の上程がされなかったのか。また、今回の物品売買仮契約書、6月15日に契約を締結されております。納入期限が7月31日となっております。現在は7月10日付で変更契約され、納入期限は8月20日となっております。以上でございますが、当初の仮契約書第16条、葛城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する。これは、動産の買入れの場合は、2,000万円以上の金額につきましては議会の議決が必要であるということを明記されております。この契約に該当する場合は、契約書を仮契約書とし、市議会の議決があったときに、この契約書と同一の条項により本契約を締結したものとすると書かれておるわけでございます。

す。にもかかわらず、担当課からは、購入伺い、入札の開札録、購入の契約書、決裁規程に基づく処理がなされておたはずでございます。また、市のホームページに葛城市建設工事等入札結果一覧表が入札執行後に公表されております。内容につきましては、平成27年6月12日執行分として、工事名は葛城市学校給食センター備品等購入、場所は寺口、工期は7月31日、予定価格7,000万円、落札者は(株)中西製作所奈良営業所、落札金額6,690万円、契約金額7,225万2,000円、指名競争入札で実施をしたと、こういうふうに記載されておたわけでございます。

しかしながら、7月18日にホームページを見たときには、もう既に給食部分の内容が削除をされておりました。私は、これは違法と認めたために削除したものと思われま。また、きつく言いますと、隠蔽工作をされたのではないかということになるかもしれません。また、今回の入札において、備品購入費、これは動産です。消耗品は動産ではありません。合体で入札が行われておる。平成27年度の葛城市の学校給食特別会計予算、歳出1款教育費、1項学校教育給食費、1目学校給食総務費、この中に、18節備品購入費4,370万円、2目学校給食管理費、11節需用費、細節、消耗品3,650万円、わざわざ目を分けて、その理由があるから予算計上をしておるわけございまして、目が異なる。なぜ合体で入札をしたのか。合体する理由はないと私は思います。予算計上時に考え方はきちっとされておたということですので、発注することには問題ないですけれども、合体発注については、私は問題があるというふうに指摘をしておきたいと思います。

また、今回の臨時会には、ノンステップバス、マイクロバス、あるいは普通消防ポンプ自動車、動産の購入に関する議会の議決案件が上程をされております。この議決案件に対しまして、学校給食センター調理用備品、これも地方自治法第96条第1項第8号に該当するのではないかなということ、気づかれたものやというふうに私は思います。それで今回の臨時会に、ついぞと言ったら失礼ですけれども、提案されたものと解釈をいたすものでございまして、

また、地方自治法第96条、これは議会に与えられた議決権を明記されたものであるわけございまして、第96条第1項第1号から第15号までに分けて、議会の議決を必要とする内容を明記した条文であります。また、法第96条の契約議決は、経済的行為に関しては、住民の利益を保障し、公正にして健全な行政執行の運営を図るために議会で審議し、議決を得るものであるというふうにかかれておるわけございまして、この条文につきましては、私は市長の執行権の乱用を防止するという意味合いのものであるというふうにも考えております。

今回提案されました契約議決案件は、地方自治法第96条第1項第8号に明記された、動産買い入れ2,000万円以上に該当するものであります。言い方は悪いですけれども、「見落とし」で済むものではありません。

また、8月10日に、議員に対して給食の試食会も実施される案内をいただいております。このような状況であって、給食センターで調理する調理備品及び消耗品等は、私は既に一部は納入されているという解釈をいたします。契約議決なしで納入された場合、これは大きな問題にもなりますし、これは議会軽視にもつながる重大事件であるというふうに私は思っております。

私は、議員にならせてもらいましたのは、市民から選んでいただきまして、議員の立場として、市民を裏切るような行為は、私はできません。そういうようなことからして、当然、賛成するわけにはまいりません。もっと言いますと、私は今回の提案に対して、市長に申しわけないですけども、私は山下市長の手腕が問われるのではないかなというふうにも思っております。

以上で討論を終わります。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

5番、増田君。

増田議員 ただいま上程をされております議第49号、財産の取得について（葛城市学校給食センター備品等購入）に対しまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本案は、本年9月1日より葛城市学校給食センターが稼働することに伴います給食の配送、調理に必要な給食用食器、食缶などの備品及び消耗品を、契約金7,225万2,000円で一括購入し、財産を取得しようとするものでございます。本給食センターは、これまでに懸案事項であったアレルギーを持った生徒・児童への対応、さらに、新庄地区、當麻地区で相違のあった箸やトレイの問題を解消でき、市内全ての小中学校及び幼稚園の園児への配食が可能となる、1日の配食機能が4,500食の、葛城市待望の施設でございます。我々市議会におきましても、事業の計画段階から何度も会議を重ね、慎重に審議をしてまいったのも、皆さん方はご承知のとおりだと思います。

こうした施設の稼働に伴う今回の財産取得、これにつきましては、一括購入という合理的な方法で取得され、評価するものであり、葛城市の財産である児童・生徒への安全でおいしい給食を届ける上で必要不可欠なものであります。

ただ、本案がこの臨時会で上程となったことに関しましては、大いに一考の余地があります。しかし、仮契約後に仕様を変更するなどして納期を変更されたことに関しましては、よりよい給食を目指したい、いたし方のない変更であったと理解はいたしておりますが、今後は、当然のことながら、入札までに十分な検討をしていただき、このような事象が二度と起こることのないよう、十分に注意をしていただきたいと思います。

以上の理由を申し上げまして、私の賛成討論といたします。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

15番、白石君。

白石議員 議第49号の財産の取得について、反対の立場から討論を行います。

本財産の取得の目的であります学校給食センター備品等の購入は、安全で安心な学校給食の実施、おいしい給食の提供など、児童・生徒等の健康の増進に資するもので、賛成、賛同できるものであります。

しかし、議会の任務は、国民、市民の税金で賄われます学校給食センター備品等の財産の取得について、民間事業者との契約の締結に当たり、契約の方法や契約金額など、議決の対象になっている基本的契約事項について、地方自治法第234条の目的・趣旨に沿った契約の方法が採用され、適正な競争性や透明性、公平性等が確保された契約・入札手続が行われてい

るか、また、最小の経費で最大の効果を上げなければならないとした地方自治法第2条第14項の規定が尊重され、経済的で効率的な手続が行われたかなど、地方自治法第96条第1項第8号の議会の議決権に基づき、厳正に審査し、議決することにあります。

まず、本議案の大きな問題は、議会の議決権を軽視していることでもあります。法第96条の議会の議決権は、地方自治体の団体意思及び機関意思を決定するために議会に与えられている最も本質的、基本的な権限で、議会の存在目的、存在意義の第一に挙げられる権限であります。私が、本件財産の取得に係る事件が、議会の議決事件として提案されていないことを認知したのは7月15日ごろのことでした。葛城市のホームページに公表されている建設工事等入札結果一覧表を閲覧したことによるものであります。その後、議会運営委員会が開催され、本臨時会に提出される運びになったことはご承知のとおりであります。入札は6月12日に執行されていますので、私が認知するまで約33日、本日まで実に65日、6月15日の仮契約の日から53日も経過をしています。仮契約が締結された4日後には、6月定例会が19日から30日まで12日間、開催されていました。その6月定例会中に、平成28年秋オープンを目指す道の駅かつらぎの地域振興棟新築工事の入札が6月23日に執行され、25日に仮契約を締結、27日には追加議案として提案され、6月30日の最終日に議決されているのであります。実に入札執行から7日間、仮契約から5日間というスピードであります。

市長は、7月12日にマルベリーホールで行われた農業フォーラムでの挨拶の中で、「建築というところをしっかりとタイムスケジュールどおり、遅延なくやっつけていけるよう努力をしているところでございます。先般、6月議会でご承認をいただきまして、いよいよ建築ということになります」と述べています。

ところが、備品等の購入手続は、2学期スタートというタイムリミットが明白でありながら、議会の議決は仮契約から53日もかかろうとしているのであります。市長の挨拶と全く正反対の不可解な事態が起こっているのであります。詰めがおくれた、遅延をした、失念していたわけではない、遅延した原因はないと説明をされていますが、遅延した原因が明らかにされなければ、改善はできないではありませんか。遅延のために、備品や消耗品納入の履行期間は、7月10日付の変更契約書により、7月31日から8月20日に変更され、20日間延長されています。それでも、物品の納入期間は13日しかありません。新給食センターのスタートに大きな支障が出てまいります。議会を軽視し、議決をおくらせ、一体何を精査しなければならなかったのでしょうか。物品明細書どおりに納入されていれば、何の問題もないはずです。6月定例会に提案をし、6月30日に議決されれば、7月31日の納入期限に十分間に合うではありませんか。

私法上の契約の諸原則や地方自治法等は、市長が入札を執行すれば、速やかに仮契約書を交付し、速やかに議会に提案する、議長は速やかに議会に付議し、議会は速やかに審査し、意思決定することを求めているのであります。専決処分などはもってのほかであります。

不可解なことは、6月12日に入札が実施され、入札結果一覧表としてホームページに掲載されていたにもかかわらず、7月10日には削除されていることでもあります。なぜ削除されたのでしょうか。仮契約書の第16条には、議会の議決があったときに、この契約書と同一の条

項により本契約を締結したものとすると明記していますが、議会への議決権を全く想定していなかったとしか考えられません。入札契約手続や議案として提案されている事務事業手続等において、責任の所在を明確にした協議や、決裁の実施、縦割りを廃し、組織全体の共通した認識に基づくチェック体制の確立が急務であります。

以上、討論を終わります。

下村議長 ほかに討論ありませんか。

3番、川村君。

川村議員 ただいま上程されております議第49号、財産の取得について（葛城市学校給食センター備品等購入）に対しまして、賛成の立場で討論させていただきます。

本案は、学校給食センターが9月から稼働するために必要な給食配送機材や給食の食器等、消耗品を一括購入する、財産の取得に関する契約であります。

今回、理事者からは、6月12日に入札を執行し、7月末の納品で仮契約をしたが、仕様の変更が生じたことにより、納入期限を変更するために仮契約の変更を行った。しかし、本来ならば、6月定例会において、速やかに議会の議決を得るところであったが、このような理由によって、議会上程が今回は臨時会にずれ込んだという説明を受けました。この結果、手続的には間違っていないと言われますが、議会への上程がおくれたことは事実であり、まことに遺憾であります。

我々議会におきましても、この給食センターの建設については何度も会議を重ね、慎重に審議をまいりました。この期間の中で、理事者もこの備品購入については調整、準備、そういったことができたはずだと思います。ただ、133種類にも及ぶ備品や消耗品が、役務業者の東洋食品との間で物品の精査が遅延していた、また、幼稚園や学校との協議の中でも、調理器具、備品の示された規格と使い勝手に微妙なずれが起こったということは、いたし方ないことではないでしょうか。

多くの市民がこの学校給食センターの建設について、そして、この学校給食センターについては、9月からの稼働を非常に楽しみにしております。また、稼働しなければならないことだと思います。今後、このような事象が起こらないように、契約事務につきまして職員研修を徹底していただきまして、再発防止策を講じていただくこと、このことについては強く要望いたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

9番、藤井本君。

藤井本議員 議第49号議案に賛成の立場から討論いたします。

先ほどの委員会の中でも、教育長、また教育部長の方からご説明がございました。9月1日、新しい給食センターが稼働する、それに伴って購入される備品について、念には念を入れて精査をしたんだというご説明でございました。いろんな思いもございましたけども、9月以降、子どもたちが喜ぶ顔というのを思い浮かべながら、そのように理解をさせていただきたいというふうに思います。

この機会をもってお願いしておきたいのは、給食のいろんな備品を念には念を入れて精査

したと、こういうことでございました。これから、市役所の事務というのは非常に多うございます。また、大切な事務等というのもございますので、ここにおそろいの部長の皆さん方、このようなことのないように、いろんな事務、この入札事務だけでなく、念には念をとということをもう一度念頭に置いて仕事に取り組まれることを、この場をおかりしてお願いをして、私の賛成討論といたします。

以上です。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第49号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

下村議長 起立多数であります。よって、議第49号は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の日程は全て終了いたしました。

議員の皆様方には慎重にご審議をいただき、厚く御礼を申し上げます。

これをもちまして本臨時会を閉会するわけでございますが、来月には9月定例会も控えておりますので、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

山下市長。

山下市長 議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日開会をいたしました平成27年第2回葛城市議会臨時会の日程を終えさせていただき、閉会の運びとなりました。提案をいたしました議案につきましては、慎重なるご審議を賜り、全て可決をいただきましたことに対しまして、心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

また、今回、いろんな議論の中で、いろんなご意見を頂戴いたしましたし、また、かなりきつい叱咤激励、資質を問うというようなお話もいただいたわけでございますけれども、なるほど、やはり首長の立場というのは、それだけ大事な職責だということを十分に認識をしながら、皆さんからいただいた言葉を糧にしながら、更に精進をし、市民のために働いていかなければならないと意を強くしたところでございます。皆さん方からいただいた言葉、また職員に与えていただきました質疑や討論、それをしっかりと受けとめながら、今後とも葛城市民のためにしっかりと働いていくことをお約束申し上げます。私の御礼の言葉にかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

下村議長 以上で平成27年第2回葛城市議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 午後6時03分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 下 村 正 樹

署 名 議 員 内 野 悦 子

署 名 議 員 白 石 栄 一